

関 係 各 位

高知県中学校体育連盟
会 長 佐 賀 厚 幸

高知県における地域スポーツ団体等の中体連主催大会参加規程改訂

日頃は、中体連の活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、(公財)日本中体連の「全国中学校体育大会開催基準 9 引率監督 参加資格の特例」に「当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること、かつ同じ内容で都道府県中体連に登録していること」が追記されました。

そこで、高知県中体連では、「高知県における地域スポーツ団体等の中体連主催大会参加規程」を再度見直し、下記のように改訂を行いましたので、お知らせいたします。

今後、希望する全ての生徒が参加できるよう、国の動向や高知県のスポーツ環境整備等の進捗状況に合わせて地域移行を進めながら順次規程改正を行ってまいりますのでご理解ください。

記

「高知県における地域スポーツ団体等の中体連主催大会参加規程」

1 中体連主催大会に参加できる地域スポーツ団体等

① 当該競技を管轄する競技団体に登録されており、かつ高知県中学校体育連盟に登録され、認められた地域スポーツ団体等とする。

② 日本中体連競技専門部が認めた地域スポーツ団体等

***注① 高知県中体連への登録方法は別紙①を参照**

注② 現在、学校が引率のみを行っている個人競技（水泳など）が①に当てはまる場合、地区予選については、生徒が在籍する学校の地区から出場となる。

注③ 団体もしくは団体・個人両方に出場する場合はクラブ所在地の地区から出場すること。卓球については別途規定があるため、個人戦については注②が適用される。

2 引率について

大会参加に際し、地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万が一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして万全の事故対策を立てておくこと。

3 大会に参加した場合に守るべき条件

ア. 大会要項を熟読し、遵守すること。また、参加競技の大会申合せ事項に従うこと。

イ. 競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

ウ. 地域スポーツ団体等で大会に申込をした場合、在籍中学校での参加は認めない。
その逆も同様である。

エ. 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は 1 チームのみとする。

オ. 高知県中体連が定める規約・規定を遵守すること。

カ. 平成 30 年 3 月スポーツ庁が発出した『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』の「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進。3 適切な休養日等の設定」を遵守していること。

キ. 地区総体・県総体・四国総体・全国大会が行われる同時期に開催される別大会（予選も含む）に出場する際はチームが 2 重登録となるため、参加できない。

4 この規程は、令和 4 年 7 月 25 日から施行する

令和 4 年 10 月 7 日 改訂 令和 5 年 2 月 3 日 改訂

別紙①

*注① 「高知県中体連への登録方法について」

高知県中体連は、高知県中体連規約第三章第5条において「本連盟は地区中体連をもって組織する」とあるため、地区中体連への登録が必要となる。

よって、登録希望する地域クラブ等の代表者は提出書類（様式①）と競技団体登録証明書を地域クラブ等の所在地を管轄する市町村教育委員会に提出し、以下の条件が満たされていること、かつ必要事項を確認し、市町村教育委員会が登録を認めた場合、提出書類（様式②）を地区中体連会長に提出後、県中体連に報告し登録となる。

*令和4年度において登録を認められたクラブチームについても再度、必要書類を市町村教育委員会に提出し、登録が認められるかどうかの確認を行い、登録を行うこと。

<登録が認められる条件>

- ① 学校部活動から移行された地域クラブ等とする。
 - *学校部活動から地域に移行するので、該当校から地域に移行した部活動は無くなっていなければならない。
 - 存在していれば、地域移行したと認めることができない。
 - *卓球競技において個人戦にのみ出場する場合は、この限りではない。
(日本中体連競技専門部が地域移行しなくても出場を認めているため)
- ② 高知県の中学校に在籍している生徒で構成されていること。
- ③ 大会出場に係る参加費・引率者旅費等、必要となる経費について支出される方法が明らかとなっている。
- ④ スポーツ庁から発出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進。3 適切な休養日等の設定」が遵守されているかどうかの管理体制ができています。
- ⑤ 「大会に参加した場合に守るべき条件」を確実に守ることができる。
- ⑥ 地域スポーツクラブ等が提出する書類(様式①・競技団体登録証明書)に不備がない。

以上、6つの条件が満たされているかを市町村教育委員会は確認し、地区中体連会長に作成した書類（様式②）を提出する。

<特例>

地域スポーツ団体所在地を校区とする学校にその競技の部活動が存在しない場合については、市町村教育委員会が確認したうえで、②～⑥の条件を満たしていると判断した場合は、様式②を作成し、地区中体連会長に提出することができる。

尚、様式②が提出された後、条件が満たされていないことが分かった場合、地区中体連は、直ちに県中体連へ報告し、県中体連・県教育委員会・該当する市町村教育委員会・地区中体連で協議し、登録を取り消すことができる。

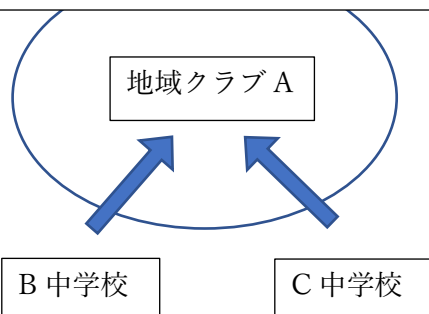
<地区中体連への登録期間・変更について>

4月10日までとする。(10日が土日・祝日の場合はその前までとする)
年度途中で登録変更をしての大会参加は認めない。

中体連登録条件①に関するイメージ図

<認められるパターン>

A 中学校区または部活動の地域移行を希望する中学校を管轄する市町村教育委員会が認めた地域
※注①



※注①県立・国立・私立については管轄する教育委員会が認めた地域とする。

- ・ A 中学校に地域クラブ A が該当する部活動が無くなっていれば可。
- ・ 地域クラブ A は他校生徒（高知県内在籍に限る）を含めたメンバーで構成することはできる。

<申請について>

毎年度 4 月 10 日までに様式①を所在地管轄の町村教育委員会に提出。



市町村教育委員会は提出された様式①を地区中体連に提出。



その年度の申請は完了。

一度登録された地域クラブは中体連への登録は必要ないが、生徒が毎年変わるため、申請は必要となる。

<例>城北中学校区または市町村教育委員会が認める地域に野球の地域クラブがあり、城北中学校が野球部を地域移行したいと希望した時、校区または認められた地域の地域クラブに移行することができる。その際、城北中学校の野球部は無くなっている。メンバー構成については、高知県内の中学校に在籍している生徒であれば城北中学校の生徒と他校の生徒で構成することができる。（毎年度 4 月 10 日までにメンバー申請を行う）

申請後に、何らかの理由で他校生徒のみになった場合については、参加を認める。年度当初の申請の際に他校生徒のみになった場合は、申請することができない。